

全員協議会 記録

招 集 年 月 日	平成28年6月3日(金)																
招 集 の 場 所	議員控室																
開 会	午後2時00分																
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 長 吉田 眞悦</td> <td style="width: 50%;">副議長 平吹 俊雄</td> </tr> <tr> <td>1 番 千葉 一男</td> <td>2 番 福田 淑子</td> </tr> <tr> <td>3 番 藤田 洋一</td> <td>4 番 柳田 政喜</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 番 櫻井 功紀</td> </tr> <tr> <td>7 番 大橋昭太郎</td> <td>8 番 我妻 薫</td> </tr> <tr> <td>9 番 鈴木 宏通</td> <td>10 番 橋本 四郎</td> </tr> <tr> <td>11 番 吉田 二郎</td> <td>12 番 山岸 三男</td> </tr> <tr> <td>13 番 佐野 善弘</td> <td>14 番 前原 吉宏</td> </tr> </table>	議 長 吉田 眞悦	副議長 平吹 俊雄	1 番 千葉 一男	2 番 福田 淑子	3 番 藤田 洋一	4 番 柳田 政喜		6 番 櫻井 功紀	7 番 大橋昭太郎	8 番 我妻 薫	9 番 鈴木 宏通	10 番 橋本 四郎	11 番 吉田 二郎	12 番 山岸 三男	13 番 佐野 善弘	14 番 前原 吉宏
議 長 吉田 眞悦	副議長 平吹 俊雄																
1 番 千葉 一男	2 番 福田 淑子																
3 番 藤田 洋一	4 番 柳田 政喜																
	6 番 櫻井 功紀																
7 番 大橋昭太郎	8 番 我妻 薫																
9 番 鈴木 宏通	10 番 橋本 四郎																
11 番 吉田 二郎	12 番 山岸 三男																
13 番 佐野 善弘	14 番 前原 吉宏																
欠 席 議 員																	
職務のため出席した者の職氏名	<p>町 長 相 澤 清 一 副町長 佐々木 守</p> <p>伊勢総務課長 伊 勢 聡 企画財政課長 佐々木 義 則 櫻井防災管財課長 櫻 井 英 治 徴収対策課長 菅 井 清 町立南郷病院事務長 大 橋 浩 二 " 主査 佐 藤 敏 行</p> <p>議会事務局長 吉田 泉 " 次長 佐藤 俊幸</p>																
協 議 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ロジテック協同組合の破産手続開始の決定に伴う町の対応について ・専決処分の報告について(回収困難債権の放棄) 																
そ の 他																	
閉 会	午後2時55分																

2号様式 審議の経過

吉田局長	<p>ただいまより全員協議会を開会いたします。 議長、よろしく申し上げます。</p>
吉田議長	<p>皆さま、こんにちは。大変ご苦労さまでございます。 昨日の特別委員会の研修ということで、皆さんも昼、夜ということで、大変ご苦労さまでございました。 あと、今日、午前中に大崎広域の臨時議会がありまして、それで人事の関係でありますけれども、大崎の市議会のほうで今般、議員構成といえますか、変わりましたので。それで、広域の新しい議長に大崎の門間忠議長が広域の議長として就任するという事に決まりました。合わせて議会運営委員会のほうも、大崎市の木村和彦議員が議運の委員長ということに相成りましたので、まず報告ということでさせていただきます。今後、広域の組合の関係でも、当然、全体での事業等々もありますので、その節にもあわせてよろしくお願ひしたいなというふうに思います。 本日の全員協議会、協議事項につきましては、二つということで日本ロジテック共同組合の破産手続開始の決定に伴う町の対応ということと、専決の処分の報告ということで回収困難債権の関係ということの2件であります。 あとは、いつものことでございますけれども、この2件終了後、若干の皆さんにお知らせ等がございますので、最後までよろしくお願ひいたします。大変ご苦労さまでございます。 それでは早速、協議事項に入ります。 全員、出席でございますので報告させていただきます。 じゃ、町長から。</p>
相澤町長	<p>どうも、いつも大変ご苦労さまでございます。 本日は議長のお取り計らいによりまして議会全員協議会を開催していただきましたことを厚く御礼申し上げます。 本日、全員協議会でご説明申し上げますのは、1点目は日本ロジテック共同組合の破産手続開始決定に伴う町の対応について、2点目は権利の放棄についてであります。 初めに1点目の日本ロジテック共同組合の破産手続開始決定に伴う町の対応についてご説明申し上げます。日本ロジテック共同組合の電力事業からの撤退については、3月議会定例会において経過と今後の対応について行政報告申し上げたところでありますが、その後の町の対応についてご説明申し上げます。詳細につきましては防災管財課長および企画財政課長からご説明申し上げます。 次に2点目の権利の放棄についてご説明を申し上げます。美里町議会6月会議においてご報告申し上げますが、美里町立南郷病院診療報酬一部負</p>

	<p>担金等の未収金の債務者の生活困窮や死亡などにより回収不能となった債権を放棄することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により平成 28 年 3 月 31 日に専決処分いたしましたので、その内容についてご説明申し上げるものであります。詳細につきましては町立南郷病院事務長からご説明申し上げます。</p> <p>議員の皆さまのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。</p>
吉田議長	<p>今、町長からあいさついただきましたけれども、本日の進め方ですけれども、一番目はこのままでよろしいんですが、2 番目の専決処分の債権の関係でありますけれども、町長のほうからこの件につきましては、南郷病院における回収困難債権の放棄ということで説明の中に今後、一応皆さんに説明、ちょうど今そのときに差し上げますけれども、債務者の名前等々、個人情報が入ってきます。それでこの件については非公開でおこないたいということで取り組みたいと思いますがよろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>はい、総務課長。</p>
伊勢総務課長	<p>本日もご指導よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは協議事項 1 点目の説明員をご紹介します。</p> <p>初めに防災管財課長 櫻井英治でございます。</p> <p>(「櫻井です。よろしくお願いします」の声あり)</p> <p>続きまして企画財政課長 佐々木義則でございます。</p> <p>(「4 月 1 日から企画財政課長になりました佐々木です。どうぞよろしくお願いします」の声あり)</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p>
吉田議長	<p>はい、防災管財課長。</p>
櫻井防災管財課長	<p>それでは私からご説明を申し上げます。日本ロジテック共同組合の破産手続開始決定に伴う町の対応についてご説明申し上げます。</p> <p>これまでの経過についてまずご説明申し上げますが、3 月議会定例会の際にも行政報告をしておりますので若干、重複する点もございますが、その点ご了承願いたいと思います。</p> <p>ポイントになる部分を時系列でご説明申し上げます。</p> <p>美里町が電力受給契約を締結し、平成 25 年 12 月 1 日から電力の受給を受けていた日本ロジテック共同組合が平成 28 年 3 月 31 日をもって電力事業から撤退する旨、平成 28 年 2 月 29 日に文書連絡がございました。</p> <p>さらには当日、大阪厚生信用金庫から債権譲渡通知書が配達証明にて通知され、翌 3 月 1 日には東京法務局から登記事項証明書が同じく配達証明で通知されたところでございます。翌 3 月 2 日に大阪厚生信用金庫に紹介</p>

をいたしましたところ、登記事項証明書の具体的な内容については不明であり、登記の手続きの際は資料が存在しないため、内容については答えようがないという回答でございました。

東京法務局、日本ロジテック共同組合及び大阪厚生信用金庫との以上の接触結果から債権譲渡の対象が不明確の状態となりまして、結果、債権者不確知との判断をいたしまして、電気料金の供託を検討いたしましたところでございます。

その旨を3月3日に東京法務局供託課に相談しましたところ、この件については該当しないとの回答を受けております。

その後、よって日本ロジテック共同組合、大阪厚生信用金庫に対しまして、譲渡された債権が不明確なため、その内容が明確となる文書の提出を要求いたしました。そうしますと共に3月の末になりまして、3月31日付けで東北電力株式会社と新たな電力受給契約を締結いたしましたところでございます。

月が変わりまして4月15日、日本ロジテック共同組合が破産手続開始決定を受けたという報道発表がございました。

翌5月2日でございますが、日本ロジテック共同組合、破産管財人に対しまして、債権を明確にできる文書の提出をあらためて配達証明で依頼しております。

5月13日になりまして大阪信用金庫から情報収集をおこないまして、その際手続きに関わった司法書士に確認したところ、やはり、債権の特定については不明だということになりまして、従いまして本庁で求めている登記事項証明書の譲渡にかかる債権を明確に判断できる文書の提出については対応できないとの回答を頂いております。

さらには5月19日でございますが、日本ロジテック共同組合破産管財人からも同様に対応できない旨の連絡がありました。

翌5月20日でございますが、当破産管財人から連絡がありまして債権譲渡の有効性について現在調査中ではあるが、その調査結果が判明する時期は不明確であるということと供託に関する説明を受けたところでございます。

5月23日には、ただ今申しました債権譲渡の有効性を確認中であるとの破産管財人の話から、あらためて東京法務局に供託の件について相談することといたしました。

それで5月31日になりますが、東京法務局に關係資料を送りまして現在相談中でございます。

その結果でございますが、本日の午前中に東京法務局の供託官のほうから提案という形で、このような形で供託の申し込みをされてはどうかというような、そういった資料を頂いております。これに基づきまして来週

	<p>早々に再度、詳細をもう一度検討しまして、供託の方向で進めていきたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>かいつまんで、これが本日までの経過でございます。なお、お手元にお配りしました資料についてのご説明を若干いたします。</p> <p>A 4 サイズの 2 枚綴りで手元のほうにお配りしております。1 枚目が、これまでの電気料金の未払い分の請求金額の内訳でございます。左のほうに通し番号がありまして 1 から 36 まででございます。これは 36 口の契約だという意味でございます。</p> <p>なお、1 番の役場の本庁舎、中央コミュニティセンター、文化会館につきましては、メーターが一つであるために 1 本の契約という形になっています。これは毎月、個メーターがございまして、それで按分して金額を出しているというふうな形です。</p> <p>なお、1 から 26 の南郷体育館までは、いわゆる従量、通常の電気の契約になります。それから 27 から 36 まで 10 口につきましては、いわゆる動力、施設関係ですので主に 200 ボルト、そういった関係の契約となっております。なお、この部分につきましては 4 月分も未払い分が 234 万 4,160 円という形で出ておりますけれども、これは締め日が 1 から 26 までは毎月 1 日から月末まで、27 番から 36 までは毎月 15 日から翌 15 日ということで若干ずれが生じまして、その関係でこのようになっているところでございます。</p> <p>これが現在、町で未払い部分の内訳ということで、総合計金額が 2,749 万 9454 円となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
吉田議長	はい、企画財政課長。
佐々木企画財政課長	<p>それでは今の日本ロジテック共同組合の処理の経過を受けまして財務関係の処理の関係についてご説明を申し上げます。</p> <p>今、お話があったとおり、今現在まで正当な債権者が確定できない状況にありまして、2 月分、3 月分の電気料金がいまだに未払いという状況をもって 5 月末の出納閉鎖期間を過ぎているというような状況になっております。</p> <p>このような状態になった関係上、財務処理として公営企業も含めまして一般会計、それから下水道の特別会計、この電気料金に関わる部分については事故繰越という処理をさせていただいて、28 年度へ繰越処理をすることで処理をさせていただいているところです。</p> <p>それで事故繰越につきましては、今度の 6 月議会におきまして平成 27 年度予算の事故繰越計算書の報告についてという形で、ご報告させていただきたいというふうに思っているところです。</p> <p>金額の内訳を申し上げますと、一般会計で 1,225 万 9,081 円、それから</p>

	<p>公共下水道事業特別会計で 11 万 5,533 円、農業集落排水事業特別会計で 690 万 6,064 円、水道事業会計で 311 万 8,622 円、病院事業会計で 199 万 1,085 円ということで、合計が 2,439 万 385 円、これらを事故繰越ということで 28 年度へ繰り越すということになります。</p> <p>先ほど資料として提示しております請求金額の内訳の一番下が合計額になるんですけども、こちらが 310 万 9,069 円ほど金額が合いません。こちらは資料のほうで申し上げますと、資料の 21 番の農業者トレーニングセンター、それから 22 番の交流館、23 番の駅東地域交流センター、26 番の南郷体育館、36 番のスイミングセンター、これらがいわゆる指定管理者のほうに電気料金の支払いをお願いしている部分になります。こちらの分については、指定管理者のほうにこの電気料金についても当然まだ、払っていないわけですけども、27 年度未払い金として、27 年度の精算処理をお願いしまして、この部分についても、総額 310 万ほどになるんですけども、この金額を 28 年度に繰り越しをして、債権者の払い先が明確に決まった段階で支払処理をするというような手続で現在進めていると。そういうことで今後そのような処理をしていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
吉田議長	はい、補足、防災管財課課長。
櫻井防災管財課長	<p>大変失礼いたしました。</p> <p>お手元の資料の 2 枚目の件でちょっと、ご説明を落としまして、こちら、日本ロジテック共同組合が破産手続き開始しに入った際の管財人が決定した際の決定文の写しでございます。これによりますと破産管財人は東京都の弁護士の渡邊 顯様という方、成和明哲法律事務所といったところでございます。</p> <p>以上でございます。大変失礼いたしました。</p>
吉田議長	<p>ただ今、1 件目につきまして説明をいただきましたけれども、この関係で皆さんから質疑等頂きたいと思えます。</p> <p>何かございますか。</p> <p>はい、千葉議員。</p>
千葉議員	<p>処理については、特にあれなんですけれども、ロジテックから東北電力に変えるときに、東北電力とは 4 月の 15 日に契約したというふうに、確か説明。（「3 月 31 日」の声あり）ごめん、俺、間違っていた、その 3 月、ちょっと…。</p>
吉田議長	じゃ、いいですね。
千葉議員	はい。
吉田議長	<p>はい、ほかに。</p> <p>はい、山岸議員。</p>

山岸議員	ただ今の説明、確認含めてなんですけれども、私の理解したところは、まだ、要するにこちらから払う相手がまだ確定していないということによるしいんですよね。それは、大体いつころ確定するとかというのは分からないんですか。
吉田議長	はい、防災管財課長。
櫻井防災管財課長	その件につきましては、日本ロジテック共同組合のホームページのほうで、ことしの10月くらいに債権者集会を開きますという告知がされています。従いまして、それまでの間に確定するかどうか定かではございません。 従いまして、供託という方法を模索したというところでございます。
吉田議長	はい、山岸議員。
山岸議員	これ28年2月、3月分とさらに4月分までなんですけれども、この金額ですね、例えば今、説明、10月くらいまで、もしかしたら支払い場所が確定するかもしれないというときに、その期間の、例えばこの金額に対する利子とかそういうのは発生するんですか。
吉田議長	はい、防災管財課長。
櫻井防災管財課長	先ほど前段で申しました東京法務局との供託官とのやり取りの中で、その際にはそういった損害延滞金、遅延金といったものが発生しないという確認を取ってございます。
吉田議長	発生しない。
山岸議員	発生しないんですね。
吉田議長	はい、山岸議員。
山岸議員	私たちが、この町で、契約して相手方が破産になってしまうということで、これの逆にこっちの契約者側からの相手に対する違約金とか、そういうものが発生するという事は無いんですか。
吉田議長	はい、防災管財課長
櫻井防災管財課長	それにつきましては、ちょっと契約書のほう今、手元に無いんですが、基本的にそれはちょっと無かるうかという認識であります。
山岸議員	はい、わかりました。
吉田議長	はい、ほかに。 はい、橋本議員。
橋本議員	疑問に思ったことがあるんですが、最初に聞きますけれども、法人たる場合、破産宣告をされて徴収不能になりましたよね。今、6月30日まで出せば、債権の調査期日、9月26日だ、届け出が6月30日。この6月30日まで届ければ、債権を持った町なら町のほうに、この会社のほうで何らかの支払う財産、資産があると見込んでいいですか、無いんですか。
吉田議長	はい、副町長。

佐々木副町長	美里町は債務者なんです。
橋本議員	あ、こっちが債務者。
佐々木副町長	電気料金払ってないから。債権者がロジテック。だから私たちは債権をもっていないの、債務者です。
吉田議長	はい、橋本議員。
橋本議員	私はその発電したの、売ったほうだと思ったんです。 これは私のほうで未払いになっている部分ですね。(「そうです」の声あり)未払いになった原因は何でしょう。
吉田議長	はい、副町長。 静かにしてよく聞いてください。
佐々木副町長	ロジテック協会が破産したんですけど、債権譲渡というのをやっているんですよ、大阪厚生信用金庫に。だからどっちに支払えばいいのか分からなくなった。そして本人たちもどっちが本物の債権者が分からなくなった。 私たちがいつでもお金を払う準備はしているんだけど、どっちに払ったらいいですかと言ったら、債権者のほうが「はぁ」という感じなんですよ。どっちが正当な債権者か確定できないということ。防災管財課長が説明申しあげましたように。 私たちはいつでも払うんですよと言っているんだけど、本当にあなたのほうでいいんですかと言うと「うん、ちょっと待ってください」という話なのね。債権の譲渡しているもんですから、下手に払うと本当の債権者に支払ったかどうか確認できなくて、二重払いになる可能性があるんです。だから、どっちが美里町に対しての正当な債権者なんですかと繰り返し何回も破産管財人に聞いても明確な答えがないんです。だから意地悪して払わないんでないんです、払いたいけど、どこに払ったらいいんですかと聞いても明確な答えが出ないわけですよ。 だから今度、法務局に供託という手段を講じないと、ずっと未払い状態が続いてしまいますから、本当の債権者が現れた場合、法務局から私たちが供託したお金を受け取ることができるということになるんです。 勝手に払いたくないから払わないと言ったんじゃないんですから。
吉田議長	はい、橋本議員。
橋本議員	法律で言えば、債権者が請求しなければ債権放棄になるんだから。
吉田議長	はい、副町長。
佐々木副町長	それは橋本さんの法律論は分かりますがね、東京地方裁判所では破産の手続きの開始決定になってますから。もう全ては破産管財人の、日本ロジテック共同組合の、要するに破産の成立する破産管財人の弁護士さんと大阪厚生信用金庫の顧問弁護士さんがいるわけで、債権の譲り渡し受けた

	と。その方々がきちっと法的に処理せざるを得ないという状況なんです。だから債権者が請求したとか請求しないとか、それは分かりますけれども、もう破産手続きに入っていますのでね。
吉田議長	はい、橋本議員。
橋本議員	こっちが債権者だと思ったんで。債務者なんですね。向こうは請求しないのに慌てる必要ないんでない。いつでも払える。
吉田議長	副町長。
佐々木副町長	<p>供託というのは、真の債権者が分からないときは、そういう供託をすることができることになっている。いつまでも、私どもも未払い状態にはしておけないと。債務者でもきちっと、本当の債権者に対して支払う姿勢がありますよと見せなきゃならないわけです。それが、過失がなくということであって、それを意図的に遅らせれば過失があるということで、支払うべき金額に利息が付いてくるわけです。</p> <p>だからそれは、今のままで何の手も打たないでおくというふうにはいかないので、供託という手続きを取って法務局で真の債権者という、本当の債権者が現れたときはその供託金の払い出しが受けられるということなんです。</p>
吉田議長	はい、橋本議員。
橋本議員	<p>問題は何かというとな、債権者が請求しないのに、利子取るというのはおかしいんですよ。</p> <p>(「利子付かない」の声)</p> <p>債権者がしないというのに、時効の中断になってしまう。</p> <p>(「そういう話ではない」の声)</p> <p>時効の中断はしないの。</p>
吉田議長	はい、副町長。
佐々木副町長	東京法務局の供託官も何度もその話していて、供託をするのであれば防災管財課長がご説明申し上げましたように、こういうような経緯があるので、こういった形での供託理由であれば供託もいいですよと言ってきているわけですから、私たちはそれに対して何も言う必要ありません。
吉田議長	はい、福田議員。
福田議員	電気料金が安くなるというので日本ロジテックね、自由、結んだ経緯が今まであって、今回また東北電力と契約するという、その至った経過ですね、安い電力をまた探していくのかなということと、それから元に戻るといふかね、単価にどれくらいの差が。
吉田議長	はい、防災管財課長。
櫻井防災管財課長	まずもって、先ほど前段でご説明申し上げましたとおり、電力事業から撤退するという表明は2月の末日だということもありまして、期限が3月

	<p>いっぱい撤退するというお話でございました。ま、そうしますと新しい事業所を探すにしても1カ月ではちょっとこれ、時間的にも苦しいという判断に立ちまして、まずもって東北電力に契約をお願いするというような経緯が1点ございました。</p> <p>ただ今後については、当然、今年度4月の1日からは、全体的に電力の自由化になっていますので、その中から当然、その新たな業者を探すということも当然選択肢としてはございます。</p> <p>ただし、今回のようなケースも当然、今後想定を十分されるという判断に立ちまして、まずここ数年は、やはりそういった状況を見なければ、ちょっと新しい業者を選ぶにしても、ちょっと判断がつかないかなといったようなそういう課題もございます。</p> <p>ちなみにこれまでに、若干お話を申し上げさせていただきますと、平成25年度の12月からロジテック共同組合と契約をいたしております。そこからおおむね2年間ちょっとの間、契約を結んだわけでございますけども、その間のトータルで、毎月請求書の金額の下に今月分の割引料金というのが括弧書きで出てきます。36施設全部を拾うのはちょっと時間的に厳しかったので、ちなみにこちらの資料で申しますと、1番の本庁舎、コミュニティセンター、文化会館のトータルで申し上げますと、足かけ3年間の間、いわゆる削減額といったもののトータルが100万9,745円。ただ、それは、あくまでも請求書の内訳はそういう金額になっておりまして、これが例えば東北電力さんと比較した場合に、本当にその数字かどうかというところの判断は正直つきません。これしか手元に資料ありませんので。</p> <p>ただ、当然電気料というのは、その時点での原油の価格とかそういったものに当然左右されますので、たまたまかもしれませんが、平成26年度あたりは結構電気料が高い時期だったと認識しております。26、27年ぐらいは。ま、最近はちょっとかなり下落的にもなっておりますので、正直申しますと、まだ今年度4月の電力のデータしかないんですが、昨年度のロジテックと比べると、むしろこちらのほうが安くなっているという状況になっています。それは単純にそういった電気料金、設定の影響もあるかと思えますけれど、です。ので、一概に、ま、それが比較できないかなというふうな考えではございます。</p> <p>以上です。</p>
吉田議長	はい、福田議員。
福田議員	<p>一応期待したわけですね。みんなですね。やっぱり財政的にだいぶなるんじゃないかなと。その結果が出てきてから、じゃ、どれぐらいのね、なったのかなというふうに期待したんですけども。</p> <p>今の話だと当分は東北電力さんという話で、やっぱり、もう少し安全な道をきちっと模索していくのも大事なのかなと思いました。</p>

吉田議長	はい、防災管財課長。
櫻井防災管財課長	<p>確かにおっしゃるとおりかと思っております。</p> <p>ただ先ほど申しました理由で、やはり当分はちょっと、この状況で推移を見守りたいというふうには考えておるところでございます。</p> <p>それで、ちょっと細かい数字で申し上げますけれども、前年度比で 27 年の 5 月の支払いの時点で 43 万円ほどあるんです、ロジテックには。これは庁舎の部分なんですけれども。それで今回、28 年の 5 月分には 35 万 4 千円となっております。ですので、むしろ電力のほうが結果的には安くなっているという状況が。一応、ご報告申し上げます。</p>
吉田議長	<p>はい、ほかに。（「ありません」の声あり）</p> <p>よろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>じゃ、この 1 点目、日本ロジテック共同組合に係る件につきましては以上ということにいたします。</p> <p>説明委員交代のため 5 分間休憩します。</p> <p>休憩 14:31</p> <p>再会 14:34</p>
吉田議長	<p>全員お揃いのようなので、再開いたします。</p> <p>この 2 番目の案件につきましては、冒頭申しましたとおり非公開ということにさせていただきます。</p> <p>はい、それでは総務課長。</p>
伊勢総務課長	<p>はい、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは協議事項 2 点目の説明委員をご紹介申し上げます。</p> <p>初めに徴収対策課長 菅井清でございます。</p> <p>（「よろしくお願ひします」の声あり）</p> <p>次に町立南郷病院事務長 大橋浩二でございます。</p> <p>（「よろしくお願ひいたします」の声あり）</p> <p>続きまして町立南郷病院主査 佐藤敏行でございます。</p> <p>（「よろしくお願ひします」の声あり）</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
吉田議長	<p>あと、なお、ただ今皆さんにお手元に配布している資料につきましては、この件終わりましたら回収させていただきますので、回収お願ひしたいと思います。</p> <p>はい、病院事務長。</p>
大橋南郷病院事	それではご説明申し上げます。

<p>務長</p>	<p>今回、債権放棄する件につきましては、4人の方の6万2,300円でございます。</p> <p>平成26年の会計制度におきまして、平成26年4月1日に貸倒引当金にて予算執行しております。それで27年3月31日において、この4人分の未収金を徴収停止、同日、不納欠損処理を行なっております。その後、ちょうど1年間そのまま状況を見ていましたが、何ら変化することなく徴収開始が不可能ということと判断いたしまして、今回、専決で債権放棄をおこなっております。</p> <p>詳細につきましては、上の3人につきましては、27年3月31日時点におきましては自治法施行令175条の5の3号の債権金額が少額で取り立てに要する費用に満たないと認められるものとして債権放棄をおこなっております。</p> <p>下の分につきましては、同じく175条の2号により債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえできる財産の額が強制執行の費用を超えないと認められるとき、その他これに属するということで放棄しております。</p> <p>それで今回、専決します部分につきましては、指定の専決処分でございますが、これは翌日の27年4月1日から施行されてございますが、それにつきましては地方自治法施行令175の5と債権管理条例13条が同じ条文でございますので、同じくこのまま引き続き執りおこなっております。それで今回、この4人の方を一応、債権放棄したということでご報告申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>吉田議長</p>	<p>はい、ただ今、債権放棄に係る説明をいただきました。</p> <p>何か皆さんからあれば。</p> <p>はい、橋本議員。</p>
<p>橋本議員</p>	<p>金額が小さい人と大きい人ありますけども、債権は医療費の場合は3年ですよね、3年有効期間。3年を超えると時効になる、そういうふうになっていきますけども、その3年間、これまでどういう扱いをしてきたんですか。特に最後の場合、5万6千円ですから、どういう扱いをして請求してきたか。</p>
<p>吉田議長</p>	<p>はい、事務長。</p>
<p>大橋南郷病院事務長</p>	<p>当然、督促および催告書等をおこなっております。</p> <p>それから下の方は入院がメインになってございますが、この方に関しては、保証人から一部回収した残りがこの状況になってございます。それでその後、保証人が亡くなりまして、その患者が24年に亡くなってございます。それで相続人の息子さんはちょっと所在不明だったという状況がありましたので、その時点で。そういう状況で今回、こういう状況になってございます。いろいろ3年間、ただ見送っていたわけじゃなくて、常に電</p>

	<p>話、あるいは調査をおこなってございました。 以上でございます。</p>
吉田議長	はい、橋本議員。
橋本議員	<p>4番目の方で申し上げているんですけども、一番目から含めて請求のほうはどのような方法やられてきたんですか。請求、要するに支払い未納になっているところ。請求、訪問されたんですか。</p>
吉田議長	はい、事務長。
大橋南郷病院事務長	<p>こちらのほうは、電話による督促をおこなってございます。さらに、あと催告書を発布してございます。</p>
吉田議長	はい、橋本議員。
橋本議員	<p>電話の場合は相手がそうだと確認できなきゃ正式な請求にならないんですよね。相手が面談してやるのと違って電話の場合には、私は受けません、ただ家族が受けた、分かりませんとこう言われて。 だから、書面でやるなら内容証明、でなかったら直接会ってやる、これが時効の中断の条件になっているわけですよ。そういう形は、この方の場合にはやられてきたんですか。ただ電話ですか。</p>
吉田議長	はい、病院事務長。
大橋南郷病院事務長	<p>これは平成22年度分でございますが、それ以前の分につきましても未納がございました。それで再入院されたあとの入院費用でございますが、じゃ、その前段入院費用はというところなんです、それ未納だったんですね。それで再度入院する段階で息子さんと保証人の方が見えて、前期の入院分は全部完納していただいて、再入院となっております。 この期間、保証人の方に全額払ってもらっていたんですけども、その方が亡くなられて、あと息子さんがある不在になりまして、現在はただ、生活保護受給ということで、ちょっと伺ってございますが、この時点では所在がちょっと分からなかったの、徴収停止、不納欠損処理をさせていただきます。 以上です。</p>
吉田議長	はい橋本議員。
橋本議員	<p>発生が22年と書いていますから、22年度ですね。22年度から23、24、25。25年から26年度にはもう時効、正式な請求、債権消滅が(聴取不能)、今日まで延びることは、それなりの時効を中断させない、それなりのやってきたと思うんですが、今聞いてみるとあまりはっきりしないので。 どうですか、こういうことよく言われるんです。私の付き合っている町民ですよ。未納になると昔は請求に来られたから、もう納めなきゃ、とても納めなきゃ駄目だった。ただ手紙でくると、と言われて。 これ、事例としても単なる速達なんかで出すと、居ようと居まいと関係</p>

	なく入っているわけですから。受け取った時間に居ないわけですから。そういうことで、時効の中断しているのが分からないでいたということよくあるんですけれども。 そういう手続きだけはしっかりしてきているんでしょうね。
吉田議長	はい、病院事務長。
大橋南郷病院事務長	おこなってきてございます。
吉田議長	はい、ほかに。 はい、千葉議員。
千葉議員	この方たち、亡くなった方はおるんでしょうか、今回の債権の。
吉田議長	はい、病院事務長。
大橋南郷病院事務長	一番下の方が亡くなってございます。あと上の方3人は、生存はちょっと確認できません。 以上です。
吉田議長	いいですか。(「はい」の声あり)
橋本委員	ごめん、もう一つ聞かせてください。
吉田議長	ちょっと待ってくださいね。 はい、ほかにどなたか。 じゃ、なければ橋本議員。
橋本議員	弁護士と相談されましたか。例えばこの5万6千円の方の場合に、債権(聴取不能)の場合、要するに相手を(聴取不能)の場合に。 弁護士は手続き何千円もかからないと私よく聞いていたんですよ。普通、(聴取不能)と違うから。文章が短いから。だから、弁護士の費用を考えてみると5万6千円だったら、ある場合には訴えて徴収できたほうが、町の負担が軽く済むなど。 その辺、弁護士と相談しましたか。どのくらいの費用かかるか。
吉田議長	はい、事務長。
大橋南郷病院事務長	弁護士とは相談してございません。
橋本議員	希望を申し上げます。専属の弁護士いるんですから相談してください。確か何千円で済むはずですよ。こういう少額の場合は。
吉田議長	はい、ほかに。(「なし」の声) じゃ、なければ、この件につきましては以上ということさせていただきます。 はい、今日の書類は回収しますのでね。 お手元にはないですね。(「はい」の声あり) じゃ、この件につきましては以上ということで終わりにいたします。

	<p>執行部の皆さん、大変ご苦労さまでした。 暫時休憩します。</p> <p>休憩 14：45 (執行部退席) 再開 14：46</p>
吉田議長	<p>再会します。 これから議会内部の通知等に入らせていただきます。 最初、局長から。</p>
吉田事務局長	<p>そんなに・・・。</p>
吉田議長	<p>じゃ、私のほうから。 先の全員協議会の中で議会の災害時の対策本部設置要綱等、設置させていただきました。それで今、お手元に配布してあるのが、それに伴った緊急連絡網ということで、今の議員さん方のそれぞれの配置を示したものでございます。</p> <p>本部長が議長、副本部長が副議長ということで、副議長については当然ながら教育、民生の委員ですけれども、あくまで副議長職ということを優先させて入れておきますので。あとそれぞれ班長さんは委員長、あと班員として副委員長、その他のそれぞれの委員さんということで、こういう構成になるということですので。もし、万が一の場合にはこういう体制で動くということになります。これがまず1点であります。</p> <p>あと、今までいろんな都合で皆さん、本会議および委員会、その他の会議、分科会等も含めてですけれども、欠席および遅刻するということが当然、これはやむを得ない事情ということお互いにあるわけでありましてけれども、ちょっと明確に、やはりこの件につきましては、欠席届、これは皆さんご案内のとおり出すことにはなっているんですが、電話連絡だけで済ませた状態の場合もあるというようなことでありますから、これからきちんと、やはり事前に会議欠席の場合、分かるときには事前に欠席届を出していただくと。所定の様式がありますから。</p> <p>生身の体ですから、緊急に来られない場合もありますけれども、そのときには電話連絡を優先していただいて、そしてその後で結構ですから、その理由を付した届出書を出していただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>それとあと皆さん、またこれもご存知のはずですけれども、自分の所用で三日間以上留守にするというときは事前に連絡、これは何も紙で出して</p>

	<p>くださいということじゃないんで、何月何日から何日まで不在ですということだけを。何かあったときに所在不明でうまくありませんので。</p> <p>そういうことですので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>もう一つが2016年の原水禁。原爆、水爆、禁止国民平和大行進ということで毎年来ているんですけども、この中で、要するに核兵器廃絶に関する署名を、賛同していただける方は署名をお願ひしたいと。毎年、私は出していたんですけど、今回、議員の皆さんもということですから、賛同していただける方、これ終ってから結構ですから、署名、もしできる方はしていただき、うちの町は当然皆さんご案内のとおりね、非核、平和を宣言している町でもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
吉田事務局長	<p>事務局のほうから本日、第1回定例会、会議録の署名のほうをお願ひします。後ろにあと並べさせていただきますのでよろしくお願ひします。</p> <p>あと本日ですが、県議長会のほうから平成28年度各町村一般会計当初予算額等調べというまとまったやつがまいりました。後日、文書箱のほうに入れさせていただきますのでよろしくお願ひしたいです。</p>
吉田議長	<p>ちょっと細かいけれどもね、勘弁してください。</p>
吉田事務局長	<p>事務局からは以上でございます。</p>
吉田議長	<p>今後の予定ですけども、またすぐ6月定例議会が始まりますけども、その後に皆さん、前にお話しをしていましたけれども、定例議会の終わった次の日に救急救命講習会をおこないます。そのときには作業服でということをお願ひしますので。</p> <p>あと、昨日の特別委員会の研修会に絡みまして、その次の特別委員会が6月の27日、9時半からでいいのかな。</p>
吉田事務局長	<p>ええ、月曜日の9時半。</p>
吉田議長	<p>という予定で。</p>
吉田事務局長	<p>これから小委員会で正式に決定になるかと思いますが、前振りとして、昨日申し上げた6月27日、月曜日、午前9時30分、3階会議室でやる予定でございます。</p>
吉田議長	<p>あとはいいかな。</p> <p>じゃ、ほかに皆さんから。</p> <p>はい、大橋議員。</p>
大橋議員	<p>災害時の要綱なり行動マニュアルというのは、この間全協で説明した資料以外は出てこないわけね。</p>
吉田事務局長	<p>準備はさせてもらっていましたが、前回の入れ替えをしていただいて、すっきりしてからお渡したほうがよろしいのかなということで。本日、配布はちょっと。準備はしているんですけど、後日出しますので。</p>
吉田議長	<p>あとはよろしいですか。(「はい」の声あり)</p>

	はい、無ければあと副議長。
平吹副議長	<p>大変ご苦勞さんでございました。</p> <p>6月定例議会が14日から始まります。月曜日が告示、それから8日まで一般質問ということでございます。ここ、一般質問数が少なくなっているようですので多くの方の一般質問を期待したいと思います。</p> <p>どうかよろしく願いいたします。本日は大変ご苦勞さんでした。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長